

報道資料

令和3年1月13日(水)

福祉医療部 障害福祉課 担当：東川・植谷

電話：0742-27-8514（ダイヤルイン） 内線：2830

県内障害者支援施設における新型コロナウイルス感染症のクラスター事案の発生について (第9報)

障害者支援施設やすらぎの丘・たかとりワークスにおいて、新たに通所利用者2名及び職員1名の感染が判明しました。

1 発生場所

障害者支援施設やすらぎの丘・たかとりワークス（奈良県高市郡高取町観覚寺 1382）

2 感染者の概要

感染者		発症日	報道発表日	推定感染経路
1	職員 30代 女性	12月26日	12月29日（感染者1930例目）	調査中
2	職員 30代 男性	12月30日	12月31日（感染者1973例目）	施設内感染
3	通所利用者 30代 男性	12月30日	12月31日（感染者1984例目）	施設内感染
4	入所者 40代 男性	—	12月31日（感染者1987例目）	施設内感染
5	入所者 20代 男性	12月28日	12月31日（感染者1988例目）	施設内感染
6	入所者 40代 男性	—	12月31日（感染者1989例目）	施設内感染
7	入所者 30代 男性	12月27日	12月31日（感染者1990例目）	施設内感染
8	入所者 40代 男性	—	12月31日（感染者1991例目）	施設内感染
9	入所者 40代 男性	12月30日	12月31日（感染者1992例目）	施設内感染
10	入所者 30代 男性	12月28日	12月31日（感染者1993例目）	施設内感染
11	入所者 30代 男性	12月29日	12月31日（感染者1994例目）	施設内感染
12	通所利用者 30代 男性	12月27日	12月31日（感染者1995例目）	施設内感染
13	入所者 30代 男性	12月29日	12月31日（感染者1996例目）	施設内感染
14	入所者 20代 男性	12月29日	12月31日（感染者1997例目）	施設内感染
15	入所者 40代 男性	—	12月31日（感染者1998例目）	施設内感染
16	通所利用者 70代 男性	12月29日	12月31日（感染者1999例目）	施設内感染
17	職員 60代 男性	—	1月1日（感染者2006例目）	施設内感染
18	職員 40代 男性	12月30日	1月1日（感染者2007例目）	施設内感染
19	職員 60代 男性	12月31日	1月1日（感染者2008例目）	施設内感染
20	職員 40代 男性	12月31日	1月1日（感染者2009例目）	施設内感染
21	職員 40代 女性	12月29日	1月1日（感染者2010例目）	施設内感染
22	職員 50代 女性	—	1月1日（感染者2011例目）	施設内感染
23	職員 40代 女性	12月31日	1月3日（感染者2082例目）	施設内感染
24	入所者 40代 男性	1月2日	1月4日（感染者2120例目）	施設内感染
25	通所利用者 40代 男性	1月2日	1月5日（感染者2131例目）	施設内感染
26	入所者 40代 男性	1月2日	1月5日（感染者2132例目）	施設内感染
27	職員 50代 男性	1月2日	1月5日（感染者2140例目）	施設内感染
28	入所者 40代 男性	—	1月6日（感染者2171例目）	施設内感染
29	入所者 40代 男性	—	1月6日（感染者2172例目）	施設内感染

30	通所利用者 40代 男性	—	1月6日（感染者 2179 例目）	施設内感染
31	職員 40代 女性	—	1月6日（感染者 2180 例目）	施設内感染
32	入所者 40代 男性	1月6日	1月7日（感染者 2197 例目）	施設内感染
33	入所者 20代 男性	—	1月10日（感染者 2315 例目）	施設内感染
34	職員 30代 女性	—	1月10日（感染者 2316 例目）	調査中
35	職員 70代 女性	1月7日	1月10日（感染者 2317 例目）	調査中
36	職員 40代 男性	—	1月13日（感染者 2430 例目）	調査中
37	通所利用者 50代 男性	—	1月13日（感染者 2440 例目）	調査中
38	通所利用者 50代 男性	1月5日	1月13日（感染者 2441 例目）	調査中

3 これまでの経緯

- ・ 1 例目は、12 月 26 日に体調不良を訴え、12 月 28 日に検査を受け陽性と判明。
- ・ 2～16 例目は、入所者 47 名、通所利用者等 42 名及び 1 例目を除く職員 88 名を対象に検査を実施し、12 月 30 日までに 15 名の陽性及び 50 名の陰性が判明。
- ・ 17～22 例目は、12 月 31 日までに新たに職員 3 名を対象に検査を実施し、12 月 30 日までの検査分を含め、新たに 79 名の陰性及び職員 6 名の陽性が判明。
- ・ 1 月 2 日までに新たに職員 7 名を対象に検査を実施し、1 月 1 日までの検査分を含め全員の陰性が判明。
- ・ 23 例目は 12 月 30 日実施の検査で陰性であった職員のうち 1 名が 12 月 31 日に発症（咳）し、1 月 1 日に 2 度目の検査を受け陽性が判明。
- ・ このため、入所者 20 名及び 23 例目を除く職員 7 名を対象に再度検査を実施し、1 月 2 日までに職員 7 名の陰性が判明。
- ・ 24 例目は、1 月 3 日までに新たに入所者 4 名、通所利用者 1 名及び職員 1 名を対象に検査を実施し、1 月 3 日までの検査分を含め、新たに入所者 1 名の陽性及び 19 名の陰性が判明。
- ・ 25～27 例目は、1 月 3 日までの未判明分で、3 名の陽性及び 3 名の陰性が判明。
- ・ 1 月 4 日以降の一斉検査対象者 168 名のうち、1 月 4 日に 144 名（入所者 29 名、通所利用者 34 名及び職員 81 名）の一斉検査を実施し、残り 2 名については、1 月 5 日以降に検査を実施。
- ・ 28～31 例目は、1 月 4 日の一斉検査実施者で、新たに 4 名（入所者 2 名、通所利用者 1 名及び職員 1 名）の陽性及び 140 名の陰性が判明。
- ・ 32 例目は、一斉検査対象者で、1 月 5 日に検査を実施し、新たに入所者 1 名の陽性及び 1 名の陰性が判明。
- ・ 33～35 例目は、1 月 8.9 日に 25 名（入所者 9 名、通所利用者 4 名及び職員 12 名）を対象に検査を実施し、新たに 3 名（入所者 1 名及び職員 2 名）の陽性及び 22 名の陰性が判明。
- ・ 36～38 例目は、1 月 12 日に 28 名（入所者 6 名、通所利用者 6 名及び職員 16 名）を対象に検査を実施し、新たに 3 名（通所利用者 2 名及び職員 1 名）の陽性及び 25 名の陰性が判明。

〈これまでのPCR検査結果（発症者を含む）[1月4日時点]〉

区分	検査対象数	結果判明数		未判明数
		陽性	陰性	
入所者	71	13	58	0
通所利用者等	43	4	39	0
職員	108	10	98	0
計	222	27	195	0

〈1月4.5日の一斉PCR検査結果〉

区分	検査対象数	結果判明数		未判明数
		陽性	陰性	
入所者	31	3	28	0
通所利用者等	34	1	33	0
職員	81	1	80	0
計	146	5	141	0

〈1月8.9日のPCR検査結果〉

区分	検査対象数	結果判明数		未判明数
		陽性	陰性	
入所者	9	1	8	0
通所利用者等	4	0	4	0
職員	12	2	10	0
計	25	3	22	0

〈1月12日のPCR検査結果〉

区分	検査対象数	結果判明数		未判明数
		陽性	陰性	
入所者	<u>6</u>	<u>0</u>	<u>6</u>	<u>0</u>
通所利用者等	<u>6</u>	<u>2</u>	<u>4</u>	<u>0</u>
職員	<u>16</u>	<u>1</u>	<u>15</u>	<u>0</u>
計	<u>28</u>	<u>3</u>	<u>25</u>	<u>0</u>

4 施設の対応（1月13日時点）

- ・施設内の消毒を実施
- ・障害者支援施設の新規入退所及び通所事業を中止（12月29日以降）

5 県の対応

- ・施設の全入所者、通所利用者及び職員に対しPCR検査を実施。
- ・入所者への障害福祉サービス提供の継続に必要な衛生用品を供給。（12月29.31日、1月4.5.6.8.11日）
- ・感染症専門医、感染管理認定看護師、県職員が現地確認及び感染防止対策の指導を実施。（12月30.31日、1月5日）
- ・入所者及び通所利用者の陽性者のうち、高齢者1名が入院（1月1日）、1名が親と共に入院（1月2日）、その他の者は、当該施設内の一部の棟を感染者専用として隔離療養。
- ・施設内の感染拡大防止のため、健康観察をしっかりと行うことを要請。1月4日から順次、再度のPCR検査を実施。
- ・感染経路の調査を継続実施。

今後とも迅速で正確な情報提供につとめますが、感染症法第16条第2項による個人情報保護の観点から、患者及びご家族等の個人情報については、特定されることのないよう、格段のご配慮をお願いします。

施設におかれては、現在も、全力で感染防止と入所者及び利用者の支援に注力されています。施設への直接の取材はご遠慮いただきますようお願いいたします。

また、関係先の撮影に際し、映像や画像により個人が特定されることのないよう、ご配慮をお願いします。

－不当な差別や偏見をなくしましょう－

新型コロナウイルスの感染が拡大する中、感染された方々、濃厚接触者、医療従事者等やその家族、その属する施設・機関に対する不当な差別、偏見、いじめ、SNSでの誹謗中傷など、人権を侵害する事象が見受けられます。

いかなる場合でも、不当な差別、偏見、いじめ等は決して許されるものではありません。

県民のみなさまには、新型コロナウイルス感染症に関連する憶測、デマ、不確かな情報に惑わされず、人権侵害につながることのないよう、行政機関の提供する正確な情報に基づき、冷静に行動していただきますようお願いいたします。